

令和5年度 真鶴キッズ倶楽部入所申請書類

1 放課後児童クラブ入所申請書兼児童台帳

- ・児童1人につき申請書は1枚使用します。

2 就労証明書

- ・基本的に保護者全員分必要となり、保護者1人につき1枚使用します。
- ・きょうだい同時申請の場合は、第2子目以降の証明書は省略できます。
- ・**きょうだいが保育園の令和5年度入所申込み（新規・継続）の際に就労証明書を提出された方は**、申出により提出を省略することができます。
※過去に提出したという場合は該当しません。
- ・就労証明書の提出が間に合わない場合は、申請締め切り前に役場担当者までご連絡ください。

3 放課後児童クラブ負担金減免申請書

- ・生活保護世帯、ひとり親世帯又は同居の家族に障がいのある方がいる家庭のみ提出してください。

4 学童保育入所に関する申立書

- ・求職中の場合のみ提出してください。3か月を超えた入所はできません。

5 実施業者が実施する同意書への同意

- ・利用にあたりキッズ倶楽部実施業者が行う同意書への同意が必要になります。

6 募集受付期間

- ・令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）（期限厳守）
平日 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時は除く）
土日 午前9時～午後5時（提出のみ）
- ・受付期間内に、上記1～4を役場福祉課（土日は休日開庁窓口）へ提出してください。
- ・継続申請の方も、令和5年2月15日（水）までにキッズ倶楽部または役場へ提出してください。

裏面あり

7 説明会

- ・入所を申請された方につきましては、次の日程でキッズ倶楽部実施業者による説明会を開催しますので必ずご参加ください。

○日時

3月1日（水）

- ・18時から

都合のつかない方は下記問い合わせ先にご連絡ください。日程調整のうえ、別日を設けます。

○場所

町民センター 3階講義室

8 その他

- ・提出された申請書等を審査し、入所の諾否を決定しその結果を通知します。
入所の判断は家庭の生活状況を加味し審査しますので、継続利用希望される方の優先入所は考慮しませんので、ご注意ください。
- ・ご不明な点は以下の担当までお問い合わせください。

(担当：真鶴町 福祉課 子育て支援係 岸本 TEL0465-68-1131 内線233)